

## 経営方針推進プログラムの策定・編集の考え方

経営方針推進プログラム（以下、「プログラム」という）の策定・編集にあたり、これまで行財政改革推進本部及び経営方針推進委員会から受けた意見をふまえ、以下のとおり考え方を整理した。

### 1 プログラム化の考え方

#### (1) プログラムの実施項目と自治体経営方針の関係

自治体経営方針には4つの方向性が示されており、これを実現するための具体的な方策（アクション）として、プログラムを策定するものである。

自治体経営方針の理念を実現するためには、様々な取組が必要であるが、第一期に該当する令和3～6年度において重点的に取り組むべき課題をプログラム化する。したがって、分掌事務の中で通常業務として行われている取組やこれまでに定着した取組については、プログラムとして取り上げてない。

ここに取り上げるプログラムは、上位の自治体経営方針の考え方に基づくものであり、これらの取組を通じて将来のあるべき状態に近づけようとするものだが、方策を網羅するものではない。

#### (2) 他の分野別個別計画等との関係

長期総合計画では、各分野の具体的な施策事業は、個別計画等に基づき展開するものとしているが、現在想定しているプログラムに関係する個別計画等は(図表1)のとおりである。

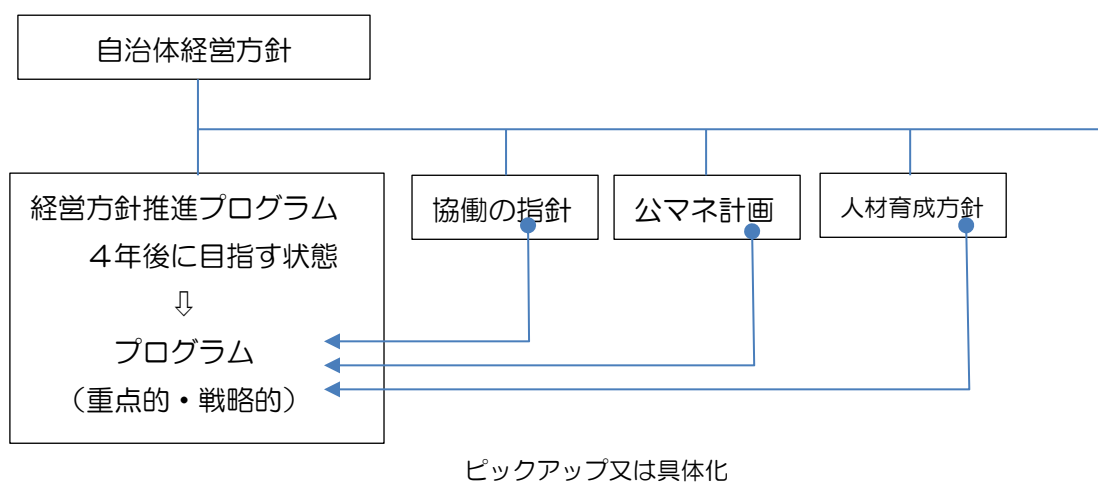
このうち、方針や指針は計画と異なり、期間、目標値、具体的方策が示されていないものもあるため、令和3～6年度の4年間で重点的・戦略的に取り組む事項をプログラム化する。個別計画等において計画期間や具体的な目標値、方策が示されているものについては、その中から4年間で重点的・戦略的に取り組むべき今日的課題をピックアップし、プログラムとして取り上げることとする。(図表2)

なお、進捗管理については、各個別計画等により行われており、概ね①外部委員会等により進捗管理されているもの、②庁内で進捗管理しているもの、③状況把握のみ行っているもの、に分けられる。全体としては、当該個別計画等により進捗管理するものであるが、プログラムとして取り上げた項目については行財政改革推進本部及び経営方針推進委員会により進捗管理を行う。

(図表 1)

No.	実施項目 (プログラム名)	関係する個別計画等	策定・改定 時期	期間 (年度)	目標・ 具体的 方策	進捗管理
2	市民参加の更なる推進	市民参加の推進に関する指針	R2 改定	—	一部有	③状況把握
4	市民協働の更なる拡大	協働の推進に関する指針	H30 改定	—	有	③状況把握
6	新たな分野への民間事業者の活用	公立保育園の運営のあり方に関する方針 <改訂版>	R 元改定	—	有	①外部委員会等
7	公園整備、管理運営における新たな事業手法の検討	第三次みどりの基本計画	R3 策定	R3～12	有	①外部委員会等
8	指定管理者制度の推進	指定管理者制度活用方針	R4 改定予定	—	導入検討 施設の記述有	③状況把握
13	公共施設の将来配置に関する理解促進	公共施設マネジメント基本方針	H27 策定	H28 ～ R44	無	計画において管理
		公共施設マネジメント推進計画	R3 改定	R4～13	有	①外部委員会等
21	自治体間の連携の推進	多摩六都広域連携プラン	R3 策定	R3～7	無	②庁内
24	研修・人材育成策の充実	新人材育成基本方針	R3 改定予定	R4～	未定	③状況把握
26	働き方改革の推進	特定事業主行動計画「HAPPY こだいら」	R3 改定	R3～	有	③状況把握

(図表 2)



## 2 プログラムの実効性向上のための対応

(1)より早期に結果を出すため、「研究・検討プログラム」は期間を最長2年とし、結果報告を行うこととする。また、結果をふまえてプログラムの修正版を発行する。

近年はスマート自治体に向けたDXの推進や働き方改革、あるいはコロナ禍による社会経済情勢など、刻一刻と状況が変化する分野もあり、相当にスピード感を持って改革・改善することが求められている。そこで、実施段階の前に「研究・検討」を要するプログラムは「研究・検討プログラム」と位置づけ、その旨を明記する。「研究・検討プログラム」は最長2年間でその結論を出し、結果報告を行うこととする。

なお、「研究・検討プログラム」は、その研究・検討期間においてはS・A・Bによる年度ごとの評価は行わないものとするが、進捗状況は他のプログラムと同様に管理していく。

また、令和5年度当初には、「研究・検討プログラム」に関して年度修正版を発行する。

### <研究・検討プログラム一覧>

- No.1 情報発信と市民との情報共有の推進
  - ・広報の仕組みの再構築…秘書広報課
  - ・各アプリの横断的な検証及び合理化…秘書広報課
- No.7 公園整備、管理運営における新たな事業手法の検討
  - ・公園整備、管理運営における事業手法の検討…水と緑と公園課
- No.9 公共サービス充実のための新たな手法の検討
  - ・クラウドファンディングの検討…財政課
  - ・ネーミングライツの研究…行政経営課
  - ・ソーシャルインパクトボンド等新たな手法の研究…行政経営課
- No.10 使用料・手数料の見直し
  - ・定期的な見直しの仕組み検討…財政課
- No.15 電子申請等への対応
  - ・マイナポータル等の活用の検討…情報政策課
- No.18 システムの標準化・共同化の推進
  - ・事務手続き、帳票類の標準化・共同化の検討…情報政策課
  - ・国が進めるシステムの共同化の検討…情報政策課
- No.19 PDCAサイクルの効果的運用
  - ・政策立案や事業の見直しにおけるデータ活用の研究…政策課、行政経営課
- No.20 新たな行政課題に対応するための組織整備及び職員定数の適正管理
  - ・組織再編の検討…行政経営課

No.21 自治体間の連携の推進

- ・新たな広域連携の検討…政策課

No.22 事務処理におけるリスクへの対応

- ・内部統制の仕組み構築に向けた検討…行政経営課

No.28 職制の見直しの検討

- ・役職定年制の動きをふまえた課長補佐・係長の職務・職責の明確化…職員課、行政経営課

(2) 特定の一部の課のみが責任を負うのではなく、各課が当事者意識を持って取り組み、全庁に拡張させるため、「拡張プログラム」を設定する。

プログラムの性質によっては、①単独の課又は特定少数の関係課で完結するものと、②ある課がいわゆる「旗振り役」「船頭役」となり全庁に周知、啓発、浸透させたいという具体的な取組を推進するものがある。②については、「拡張プログラム」と位置づけ、「旗振り役」「船頭役」となる課が、まずは全庁に対して何をどう働きかけるのかをプログラムで具体的に表す。進捗に応じ発展性、拡張性の余地を含むため、働きかけの結果、庁内にとどの程度拡張したかという状況把握については、適時行うものとする。

①においても、複数の課が関わる場合は特定の課が「旗振り役」「船頭役」とならざるを得ない状況が想定されるが、それ以外の関係課の働きがあいまいにならないよう、年度ごとに期首と期末に作成する進捗状況調査票は、すべての関係課が個々に作成することとする。

<拡張プログラム一覧>

No. 4 市民協働の更なる拡大

- ・「協働の推進に関する指針」に基づく各課職員の意識改革…市民協働・男女参画推進課、全課

No. 6 新たな分野への民間事業者の活用

- ・新たな分野への民間事業者活用の拡大に向けた検討…行政経営課、全課

No. 8 指定管理者制度の推進

- ・指定管理者制度活用方針の改定…公共施設マネジメント課、施設所管課

No. 14 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ・新たな分野におけるICT活用の検討・庁内での推進…情報政策課、全課

No. 15 電子申請等への対応

- ・オンライン申請による手続の拡充の検討…情報政策課、申請等業務所管課

No. 16 ICT（情報通信技術）の活用による内部事務の効率化

- ・対象業務の抽出及び導入…情報政策課、全課